

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについての一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">制定 平成09・03・27立局第2号 平成 9年 3月28日 廃止・制定 <u>20161025商局第5号</u> 平成28年11月 1日</p> <p>1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲</p> <p>(1) 本邦若しくは外国の検査機関、<u>エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）</u>の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアゾール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（<u>高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）</u>第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が<u>高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）</u>第2条第3項第8号及び告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、上記1. の(1)に掲げるエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書<u>又はその写し</u>が添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認める。</p> <p style="padding-left: 2em;">(削る)</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。</p> <p>(2) (削る)</p> <p style="padding-left: 2em;">昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号又は平成4年5月12日付4立局第167号の<u>通商産業省立地公害局長通達若しくは平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省環境立地局長通達に基づく成績書又はその写し</u>が添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通関を認めることとして差し支えない。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(別紙1)</p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">制定 平成09・03・27立局第2号 平成 9年 3月28日</p> <p>1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲</p> <p>(1) 本邦若しくは外国の検査機関、<u>当該エアゾール製品等の製造者（当該者の検査員を含む。）</u>又は当該エアゾール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（<u>告示第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）</u>を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 通関の際の取扱い</p> <p>(1) 税関においては、上記1. の(1)に掲げるエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書が添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認める。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、税関において当該エアゾール製品等の輸入許可を行う場合には、成績書が提出された旨を確認する税関の印を押捺し、輸入者に交付するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。</p> <p>(2) <u>上記(1)により、税関から成績書の交付を受けた輸入者が、当該成績書に係るエアゾール製品等と同一仕様、同一銘柄の物品を継続して輸入する場合にあっては、税関において当該成績書（又はその写し）の添付を確認のうえ通関を認めることとして差し支えない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号又は平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達に基づく成績書（又はその写し）</u>が添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通関を認めることとして差し支えない。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(別紙1)</p>

試験結果等の記入方法

1. 告示第1号に係るもの

- (1) (略)
- (2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「A」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで測定し、記入する。

ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液化ガス（LPガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

②・③ (略)

④ 「D」欄には、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下単に「容器保安規則」という。）第2条第30号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。

(3) (略)

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

① (略)

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

2. 告示第2号に係るもの

(1) (略)

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

①～④ (略)

⑤ 「E」欄には、容器を2.2MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑥・⑦ (略)

⑧ 「H」欄には、容器を3.4MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑨ 「I」欄には、容器を4.0MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑩ 「J」欄には、充填内容質量100gあたりの容器内容積を計算し、小数第1位まで記入する。

(3) (略)

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

① (略)

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称

試験結果等の記入方法

1. 告示第1号に係るもの

(1) (略)

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

① 「A」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第1位まで測定し、記入する。

ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液化ガス（LPガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

②・③ (略)

④ 「D」欄には、毒性のガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。

(3) (略)

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

① (略)

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

2. 告示第2号に係るもの

(1) (略)

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

①～④ (略)

⑤ 「E」欄には、容器を2.1MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。

⑥・⑦ (略)

(新設)

(新設)

⑧ 「H」欄には、充てん内容質量100gあたりの容器内容積を計算し、小数第1位まで記入する。

(3) (略)

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

① (略)

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を

を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

3. 告示第3号に係るもの

(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

①・② (略)

③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充填用」等）を記入する。

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

①～③ (略)

④ 「D」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充填されたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35℃における当該ガスのゲージ圧を小数第2位まで記入する。

⑤ 「E」欄には、検体を50℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで記入する。

⑥～⑧ (略)

⑨ 「I」欄には、容器保安規則第2条第30号に規定する毒性ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑩ 「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの」の噴射剤である高圧ガスに容器保安規則第2条第29号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）第11条の2に規定するものを除く。）を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑪ (略)

⑫ 「L」欄には、液化ガスの充填質量（g）を小数第1位まで記入する。なお、ガスライター充填用LPガスのような内容物が全てLPガスの場合には、当該LPガスが15℃時における比重を測定し、小数第3位まで記入する。

⑬ (略)

(3) (略)

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

① (略)

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

(別紙2)

試験結果の判定基準

1. 告示第4条第1号に係るもの (略)

実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

3. 告示第3号に係るもの

(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

①・② (略)

③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充てん用」等）を記入する。

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

①～③ (略)

④ 「D」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第1位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充てんされたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

⑤ 「E」欄には、検体を50℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を記入する。

⑥～⑧ (略)

⑨ 「I」欄には、毒性の高圧ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑩ 「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの」の噴射剤である高圧ガスに可燃性ガスを使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑪ (略)

⑫ 「L」欄には、液化ガスの充てん質量（g）を小数第1位まで記入する。なお、ガスライター充てん用LPガスのような内容物が全てLPガスの場合には、当該LPガスが15℃時における比重を測定し、小数第3位まで記入する。

⑬ (略)

(3) (略)

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。

① (略)

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。

(別紙2)

試験結果の判定基準

1. 告示第4条第1号に係るもの (略)

2. 告示第4条第2号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令	
高圧ガスの種類		A	<u>液化フルオロオレフィン1234yfのみ、液化フルオロカーボン134aのみ又は液化フルオロカーボン404Aのみ</u> であること。	告示第4条第2号本文	
容器	内容積	B	1000cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第8号	
	材料	C	鋼又は軽金属であること。	告示第4条第2号イ	
耐圧能力	<u>フルオロオレフィン1234yf</u>	1. 8MPa以上の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第4条第2号ハ
		2. 2MPa以上の圧力による容器の破裂	E	無いこと。	告示第4条第2号ハ
	フルオロカーボン134a	1. 9MPa以上の圧力による容器の変形	F	無いこと。	<u>告示第4条第2号ヘ</u>
		2. 3MPa以上の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	<u>告示第4条第2号ヘ</u>
	<u>フルオロカーボン404A</u>	3. 4MPa以上の圧力による容器の変形	H	<u>無いこと。</u>	<u>告示第4条第2号ト</u>
		4. 0MPa以上の圧力による容器の破裂	I	<u>無いこと。</u>	<u>告示第4条第2号ト</u>
	容器内容積/充填質量		J	<u>液化フルオロカーボン1234yfの場合</u> にあつては、 <u>112cm³/100g</u> 以上であること。 液化フルオロカーボン134aの場合にあつては、 <u>101cm³/100g</u> 以上であること。 <u>液化フルオロカーボン404Aの場合</u> にあつては、 <u>124cm³/100g</u> 以上であること。	告示第4条第2号ロ

2. 告示第4条第2号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令	
高圧ガスの種類		A	<u>液化フルオロカーボン12のみ又は液化フルオロカーボン134aのみ</u> であること。	告示第4条第2号本文	
容器	内容積	B	1000cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第8号	
	材料	C	鋼又は軽金属であること。	告示第4条第2号イ	
耐圧能力	<u>フルオロカーボン12</u>	1. 8MPa以上の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第4条第2号ハ
		2. 1MPa以上の圧力による容器の破裂	E	無いこと。	告示第4条第2号ハ
	フルオロカーボン134a	1. 9MPa以上の圧力による容器の変形	F	無いこと。	<u>告示第4条第2号ニ</u>
		2. 3MPa以上の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	<u>告示第4条第2号ニ</u>
	(新設)				
容器内容積/充てん質量		H	<u>液化フルオロカーボン12の場合</u> にあつては、 <u>92cm³/100g</u> 以上であること。 液化フルオロカーボン134aの場合にあつては、 <u>101cm³/100g</u> 以上であること。	告示第4条第2号ロ	

3. 告示第4条第3号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令
器	容 内容積	A	1000 cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第8号
	器 材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm ³ 以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限る。）に <u>充填</u> されたものであること。	告示第4条第3号ハ
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号ヌ
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力0.8 MPa以下であること。	告示第4条第3号本文
耐 圧 能 力	50℃における容器内圧	D		
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaにおける容器の変形	E	無いこと。	告示第4条第3号ニ
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5 MPaにおける容器の破裂	F	無いこと。	告示第4条第3号ニ
高圧ガスの種類		H		
可 燃 性 ・ 毒 性	毒性ガスの有無	I	無いこと。	告示第4条第3号本文
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	LPガス、 <u>DME（ジメチルエーテル）又はフルオロカーボン152a</u> 以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」と</u>	告示第4条第3号イ

3. 告示第4条第3号に係るもの

試験項目		記号	判定基準	根拠法令
器	容 内容積	A	1000 cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第8号
	器 材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm ³ 以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限る。）に <u>充てん</u> されたものであること。	告示第4条第3号ハ
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号ヌ
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力0.8 MPa以下であること。	告示第4条第3号本文
耐 圧 能 力	50℃における容器内圧	D		
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaにおける容器の変形	E	無いこと。	告示第4条第3号ニ
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5 MPaにおける容器の破裂	F	無いこと。	告示第4条第3号ニ
高圧ガスの種類		H		
可 燃 性 ・ 毒 性	毒性ガスの有無	I	無いこと。または、 <u>殺虫剤に用いる質量250g以下の液化ガスであつて、クロルメチルの質量が全質量の56%以下で他の毒性ガスを含まないこと。</u>	告示第4条第3号本文
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	LPガス <u>又は</u> DME（ジメチルエーテル）以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、 <u>薬事法第14条の規定により厚生大臣の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は薬事法第2条第3項に定める化粧品のうち、</u>	告示第4条第3号イ

				いう。) 第14条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は医薬品医療機器法第2条第3項に定める化粧品のうち、水が全質量40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であって、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	
充填率	エアゾール	35℃における内容物の体積/容器内容積	K	90%以下であること。	告示第4条第3号ロ
	エアゾール以外	液化ガスの充てん量(LPガスの場合温度15℃における比重)	L	A/L (LPガスの場合A/1, 000L) が容器保安規則第22条表の下欄に掲げる定数以上であること。	告示第4条第3号ロ
	48℃における容器からのガス漏れ		M	無いこと。	告示第4条第3号ホ

(削る)

(削る)

				水が全質量40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であって、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	
充てん量	エアゾール	35℃における内容物の体積/容器内容積	K	90%以下であること。	告示第4条第3号ロ
	エアゾール以外	液化ガスの充てん量(LPガスの場合温度15℃における比重)	L	A/L (LPガスの場合A/1, 000L) が下表の定義の値以上であること。	告示第4条第3号ロ
	48℃における容器からのガス漏れ		M	無いこと。	告示第4条第3号ホ

(表) (略)

(別紙3)

可燃性ガス及び毒性ガスの定義

1. 「可燃性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニール、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジメチルアミン、水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、プロムムメチル、ベンゼン、メタン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの
 イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が10パーセント以下のもの
 ロ 爆発限界の上限と下限の差が20パーセント以上のもの

2. 「毒性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、酸化エチレン、シアン化水素、ジエチルアミン、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふっ素、プロムムメチル、ベンゼン、ホスゲン、モノメチルアミ、硫化水素及びその他のガスであってじょ限量が100万分の200以下のもの

(様式第1)

試験成績書 (告示第4条第1号に係るもの)

商品名			原産地	
販売時の商品名			製造事業者	
用途			試験依頼者名	
容器の仕様	直径	cm	(胴版の長さと同じ) 高さ	cm

試験項目	記号	試験結果	判定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧 MP a	
容器の内容積 ^{cm³}	B	^{cm³}	
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	有・無	

検査証明書

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第4条第1号に定められた基準に合致していることを確認致します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(様式第1)

試験成績書 (告示第4条第1号に係るもの)

商品名			原産地	
販売時の商品名			製造事業者	
用途			試験依頼者名	
容器の仕様	直径	cm	(胴版の長さと同じ) 高さ	cm

試験項目	記号	試験結果	判定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧 MP a	
容器の内容積	B	^{cm³}	
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	有・無	

検査証明書

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第2条第3項第8号及び平成9年3月通商産業省告示第139号高圧ガス保安法施行令関係告示第4条第1号に定められた基準に合致していることを確認致します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

税関欄

(同住所、電話番号)

(同住所、電話番号)

税 関 印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第1の英文) (試験成績書の英文) (略)

(様式第1の英文) (試験成績書の英文) (略)

(様式第2)

試験成績書 (告示第4条第2号に係るもの)

(様式第2)

試験成績書 (告示第4条第2号に係るもの)

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造事業者	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm (胴版の長さと同じ) 高さ cm		

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造事業者	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm (胴版の長さと同じ) 高さ cm		

試験項目	記号	試験結果	判定
高圧ガスの種類	A	<u>フルオロオレフィン1234yf</u> <u>フルオロカーボン134a</u> <u>フルオロカーボン404A</u> <u>その他</u>	
容 内容積	B	cm ³	
器 材料	C	鋼、軽金属、その他	
耐 圧 能	D	<u>フルオロオレフィン1234yf</u> 1. 8MPa以上の圧力による容器の変形	有・無
		2. 2MPa以上の圧力による容器の破裂	有・無
力	F	フルオロカーボン134a 1. 9MPa以上の圧力による容器の変形	有・無
		2. 3MPa以上の圧力による容器の破裂	有・無

試験項目	記号	試験結果	判定
高圧ガスの種類	A	フルオロカーボン12 フルオロカーボン134a その他	
容 内容積	B	cm ³	
器 材料	C	鋼、軽金属、その他	
耐 圧 能	D	<u>フルオロカーボン12</u> 1. 8MPa以上の圧力による容器の変形	有・無
		2. 1MPa以上の圧力による容器の破裂	有・無
力	F	フルオロカーボン134a 1. 9MPa以上の圧力による容器の変形	有・無
		2. 3MPa以上の圧力による容器の破裂	有・無

フルオロカー ボン404A	3. 4MPa以上の圧力 による容器の変形	H	有・無	
	4. 0MPa以上の圧力 による容器の破裂	I	有・無	
容器内容積/充填質量		J	cm ³ /100g	

検 査 証 明 書
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 (試験実施年月日) (試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄
<p>本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第2号に定められた基準に合致していることを確認致します。</p> <p>なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第4条第2号ヌ）については、通関後、速やかに表示します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p>

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第2の英文) (試験成績書英文)
(Attachment)

TEST CERTIFICATION
(Concerning Art.4 Para.2 of the Notification NO.203)

Name of	Origin
---------	--------

(新設)				
容器内容積/充てん質量		H	cm ³ /100g	

検 査 証 明 書
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 (試験実施年月日) (試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄
<p>本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び平成9年3月通商産業省告示第139号高圧ガス保安法施行令関係告示第4条第2号へに定められた基準に合致していることを確認致します。</p> <p>なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第4条第2号へ）については、通関後、速やかに表示します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p>

税 関 欄
税 関 印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第2の英文) (試験成績書英文)
(Attachment)

TEST CERTIFICATION
(Concerning Art.4 Para.2 of the Notification NO.203)

Name of	Origin
---------	--------

Commodity			
Name of Commodity at time of Sale			Manufacture
Uses			Client
Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm	

Test items		Symbols	Test Results	Evaluation
Kind of High Pressure Gas		A	<u>HFO1234yf</u> , <u>CFC134a</u> , <u>HFC404A</u> , Other	
Cylinder	Capacity of the Cylinder	B	cm ³	
	Materials	C	Steel, light metals, etc.	
Pressure Resistant Capacity	<u>HFO 1234yf</u>	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.8 MPa	D	YES · NO
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at <u>2.2 MPa</u>	E	YES · NO
	HFC 134a	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.9 MPa	F	YES · NO
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.3MPa	G	YES · NO
HFC 404A	<u>Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 3.4 MPa</u>	<u>H</u>	<u>YES · NO</u>	

Commodity			
Name of Commodity at time of Sale			Manufacture
Uses			Client
Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm	

Test items		Symbols	Test Results	Evaluation
Kind of High Pressure Gas		A	CFC12, CFC134a, Other	
Cylinder	Capacity of the Cylinder	B	cm ³	
	Materials	C	Steel, light metals, etc.	
Pressure Resistant Capacity	<u>CFC 12</u>	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.8 MPa	D	YES · NO
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at <u>2.1 MPa</u>	E	YES · NO
	HFC 134a	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.9 MPa	F	YES · NO
		Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.3MPa	G	YES · NO

	Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 4.0 MPa	I	YES · NO
Inside Capacity/Charged Mass		J	cm ³ /100 g

Space for Test Certification

Certified of above as results of test.
 (Test date)
 (Testing organization or person)

Space for Importer's Confirmation

I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.2 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997.
 Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.2 of the Notification, shall be indicated immediately after customs clearance.

(Date of confirmation)
 (Name or title of the importer)
 (Address and telephone number)

(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4.

(様式第3)

試験成績書 (告示第4条第3号に係るもの)

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造事業者	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm	

Inside Capacity/Charged Mass		H	cm ³ /100 g

Space for Test Certification

Certified of above as results of test.
 (Test date)
 (Testing organization or person)

Space for Importer's Confirmation

I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.2 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997.
 Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.2 of the Notification, shall be indicated immediately after customs clearance.

(Date of confirmation)
 (Name or title of the importer)
 (Address and telephone number)

Space of
Customhouse

Seal of
Customhouse

(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4.

(様式第3)

試験成績書 (告示第4条第3号に係るもの)

商品名		原産地	
販売時の商品名		製造事業者	
用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm	

試験項目		記号	試験結果	判定
容器	内容積	A	cm ³	
	材料	B	鋼、軽金属、その他	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	有・無	
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力 MPa	
耐圧能力	50℃における容器内圧	E		
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3MPaによる容器の変形	F	有・無	
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5MPaによる容器の破裂	G	有・無	
高压ガスの種類		H		
可燃性毒性	毒性ガスの有無	I	有・無	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	可燃性ガス以外のガス・LPガス・DMEその他の可燃性ガス	
充填率	エアゾール	K	%	
	エアゾール以外	L	g ()	
48℃における容器からのガス漏れ		M	有・無	

検 査 証 明 書	
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。	
(試験実施年月日)	

試験項目		記号	試験結果	判定
容器	内容積	A	cm ³	
	材料	B	鋼、軽金属、その他	
	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	有・無	
35℃における蒸気圧又は容器内圧		D	ゲージ圧力 MPa	
耐圧能力	50℃における容器内圧	E		
	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3MPaによる容器の変形	F	有・無	
	50℃における容器内圧の1.8倍又は1.5MPaによる容器の破裂	G	有・無	
高压ガスの種類		H		
可燃性毒性	毒性ガスの有無	I	無・クロルメチル・その他の毒性ガス	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	可燃性ガス以外のガス・LPガス・DMEその他の可燃性ガス	
充てん率	エアゾール	K	%	
	エアゾール以外	L	g ()	
48℃における容器からのガス漏れ		M	有・無	

検 査 証 明 書	
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。	
(試験実施年月日)	

(試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）示第4条第3号に定められた基準に合致していることを確認致します。

なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第4条第3号チ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第3の英文) (試験成績書の英文) (略)

(試験実施機関又は担当者名)

輸 入 者 確 認 欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び平成9年3月通商産業省告示第139号高圧ガス保安法施行令関係告示第4条第3号チ、リ及びルに定められた基準に合致していることを確認致します。

なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第4条第3号チ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。

(確認年月日)

(輸入者の氏名又は名称)

(同住所、電話番号)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式第3の英文) (試験成績書の英文) (略)

税 関 欄

税 関 印